

自動車使用管理計画の運用改善方策の検討状況について

1. 事業者の取組を評価することを可能とする客観的な指標の導入について

事業者の負担を増加させないようにするために現行の様式で事業者から報告されている事項に基づき算出される指標を導入する方向で検討中。

具体的には、

- (1) 走行量当たりの排出量
- (2) 1台当たりの排出量
- (3) 1事業者当たりの排出量
- (4) (1)から(3)のいずれかの前年度比改善率
- (5) (3)の目標値の達成率

の中から一つ又は複数の指標を設定する方向で検討。

また、業種毎に評価することや取組内容自体を評価することも検討。

2. 事業者の取組の実効性を高める手法について

1.の指標の分布状況を公開して事業者が自らの位置を確認できるようにする方向で検討。

また、事業者の努力に報いる方策について平成19年度予算要求に盛り込めないか今後検討。

4.で後述するとおり、事業者が提出する様式の中の取組内容記載欄を記述式から選択式としたことにより指導も容易化。

3. 策定義務があるにもかかわらず計画提出を行わない特定事業者を抽出する手法について

自動車登録情報を含めた既存の情報の活用について、自動車を30台以上使用する事業者を抽出するために必要となるシステム改修費用や個人情報保護との関係について検討中。

4. 計画策定に係る事業者負担の軽減について

型式を入力したら排出係数が自動入力され、走行距離を入力したら排出量が自動算出されるような電子ファイル様式を各都府県及び各地方運輸局で事業者提供していくこととし、電子ファイルによる様式例を環境省から各都府県及び各地方運輸局に提供(資料4参考1)。

計画書及び報告書の電子ファイル様式の入手方法を含め、手続きに関する総合的な情報窓口機能を環境省ホームページ内に設ける。

取組内容記載欄を記述式から選択式に変更(ただし、優れた取組を事後的に抽出することができるように自由記載欄も設ける)。

省エネ法様式とも極力重複しないように整理(資料4参考2)。また、省エネ法についても自動車使用管理計画の電子ファイル様式のソフトと互換性のあるソフトで電子ファイル様式を作成する方向で検討中。

新様式は18年度計画提出分、17年度報告提出分から活用可能となるように準備する。

5．計画策定の義務づけの対象とならない事業者についても自主的な取組を促進するためのグリーン経営認証制度等の活用について

4の様式とは別に、日常の運行管理に資する様式をホームページで公表。

(資料4参考3)

2.の事業者の努力に報いる方策の対象に、計画策定の義務づけの対象とならない事業者を加えることを検討。

取組内容記載欄の選択肢に、グリーン経営認証、ISO14001、エコアクション 21等の環境マネジメントシステムの認証取得を追加。

6．経済的インセンティブについて

平成19年度予算要求等において盛り込めないか今後検討。

7．荷主との連携・協力体制を視野に含めた事業者の自主的取組を促進する方策について

パブリックコメントにおいて、事業者の自主的取組に対する支援の必要性等の意見があったこともあり、平成19年度予算要求等において盛り込めないか今後検討。

8．自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令の改正について

現行の自動車NOx・PM法の自動車使用管理計画の提出方法等を定める省令においては、計画の目標年次は3年から5年程度とされており、現在、多くの事業者から平成17年度を目標年次とする計画が提出されているところである。しかしながら、現在の計画の満了後については、計画の提出の規定が設けられていない。

このため、現在の計画の満了後も計画を提出するものとするよう、省令を改正する。(資料4参考4)